野田市選挙管理委員会告示第25号

野田市議会議員及び野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程(平成5年野田市選挙管理委員会規程第1号)の施行に関し必要な様式のひな型のうち、次の様式を別紙のとおり改め、令和7年6月2日から施行する。

- 1 選挙運動用自動車公費負担請求書
- 2 ビラ作成公費負担請求書
- 3 ポスター作成公費負担請求書

令和7年6月2日

野田市選挙管理委員会 委員長 金 子 憲 一

選挙運動用自動車公費負担請求書

<u>金</u>				<u>円</u>								
ただし、			年	月	日執行	. ග			選挙に	こおける	•	
候補	者				o [1 2 3	燃料代 運転手	公費負 の報酬	負担分 ₩公費負)使用公 <u>負担分</u> E付ける		分
ع	して、_	上記のと	とおり請	求しまる	す。(内語	沢は	別紙請求	於書内	訳のと	おり)		
		年	月	日								
(宛	先)野田	田市長										
氏名又は法人の名称											-	
法人の場合代表者名											-	
振込	.希望金融	住 蚀機関		所_								-
					それで それで それで それで それで それで それで それで それで それで	-					本店・	支店
当	座	• 普	通	口 座 都 (右づる	_							
口座名	フリカ・ナ											
義人	強省											
			代表	者								<u>印</u>
			(151)	がな)								
	受任者(口座名義人)											

備 老

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代を請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、野田市に支払を請求することはできません。

ビラ作成公費負担請求書

<u>金</u>		円										
ただし、		年 月	日執行の	選挙	をにおける							
候補者			o	ビラ作成公費負担分	} として							
上記のとおり請求します。(内訳は別紙請求内訳書のとおり)												
	年 月	日										
(宛先)野田市長												
	氏名又は法	人の名称										
法人の場合代表者名												
振込希望金	住 融機関	所										
			・金庫・農協		本店・支店							
当 座	・普通	口座番 (右づめ	号									
ロアリカナ												
名 義 人 施	3	<u> </u>										
		委	任	状								
請求金額の受領を下記の者に委任します。 法人名												
			代表者		<u>£p</u>							
(ふりがな)												
受任	受任者(口座名義人)											

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成枚数証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、野田市に支払を請求することはできません。

ポスター作成公費負担請求書

	<u>金</u>				円											
	ただし、			年 ,	月	日執行	行の			選	挙に	おけ	る			
候衤	輔者						の	ポン	スター	作成	公費	負担	分	اع	ノて	
上記のとおり請求します。(内訳は別紙請求内訳書のとおり)																
		年	月	日												
(宛先)野田市長																
氏名又は法人の名称																
	法人の場合代表者名															
		住			所											
振込	希望金融	蚀機関														
						・金庫・農協							本	店・	支师	吉
当	i 座	• 普	通		<u>ルロ</u> 座 番 右づめ	\$号	<u>,, </u>									
П	¬!!±° !															
座名	フリカ・ナ															
義 人	強縮	·			·	·		•	·	•	•	•	•	•		•
委 任 状 請求金額の受領を下記の者に委任します。 法人名																
代表者											印					
(ふりがな)																
			<u>(i</u>	ふりがな	(1											
	受任者(口座名義人)															

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成枚数証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、野田市に支払を請求することはできません。